



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第5号 令和元年11月1日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
16	知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則	人事課 行政改革室

【訓令】

番号	表題	担当課名
4	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室
5	徳島県副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令	同

【公布された条例等のあらまし】

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則（規則第十六号

）

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則は、廃止することとした。

二 次に掲げる規則について、所要の整備を行うこととした。

1 徳島県公有財産取扱規則

2 徳島県職員勤務発明等に関する規則

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第十六号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する等の規則

(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止)

第一条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十八年徳島県規則第四十五号)は、廃止する。

(徳島県公有財産取扱規則及び徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「知事が指定する」を削る。

- 一 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)第六十四条第一項
- 二 徳島県職員の勤務発明等に関する規則(昭和四十一年徳島県規則第二十三号)第十八条第一項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「当該事案を担当する」及び「（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」を削り、「場合」の下に「又は当該事案が次項第一号に規定する特定事案（次に掲げるものを除く。）に該当する場合」を加え、同条第三項第一号中「又は」を「、」に改め、「農林水産部」の下に「又は県土整備部」を、「事案」の下に「（以下「特定事案」という。）」を加え、同項第二号中「海区漁業調整委員会」を「収用委員会、海区漁業調整委員会」に、「前号に掲げる事案」を「特定事案」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 企業局に関する事案（特定事案に該当するものを除く。）

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案にあつては」を「（特定事案（第三条第二項各号に掲げるものを除く。）にあつては、「」に改め、「（同条第二項各号に掲げる事案にあつては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。」「を削り、「第三条第三項各号に掲げる事案（同条第二項各号」を「特定事案（第三条第二項各号」に改め、同表教育委員会事務局の知事の項中「教育委員会との連絡調整を担当する」を削り、同表警察本部の知事の項中「公安委員会との連絡調整を担当する」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和元年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令

。 徳島県副知事の担任意務に関する規程（平成二十八年徳島県訓令第9号）は、廃止する

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。